

## 空き家等の適正な管理の推進に関する協定書

富里市(以下「甲」という。)と公益社団法人富里市シルバー人材センター(以下「乙」という。)は、次のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 この協定は、甲と乙が相互に連携・協力し、市内の空き家等の管理の適正化を進めることにより、良好な生活環境を保全するとともに、安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家等 市内に所在する建築物及びこれに付属する工作物で、常時無人の状態又はこれに類する状態にあるもの及びその敷地をいう。

(2) 所有者等 空き家等を所有し、又は管理する者をいう。

### (甲が行う業務)

第3条 甲は、この協定の目的を達成するため、次の業務を行う。

(1) 所有者等から空き家等の管理に関する相談を受けた場合は、乙の業務を紹介するものとする。

(2) 甲が発行する広報紙に掲載する方法、インターネットを利用して閲覧に供する方法その他の適切な方法により、乙が行う空き家等の管理業務の周知を行うものとする。

### (乙が行う業務)

第4条 乙は、乙が受託できるものについて、空き家等の所有者等と契約し、次の業務を行う。

(1) 空き家等の見回り、建物等外観点検、敷地の異常の確認、管理状況の報告

(2) 空き家等の除草、樹木の剪定又は枝下ろし

(3) その他、所有者等の要望による空き家等の一般管理

### (連携業務)

第5条 甲及び乙は、空き家等の管理の適正化を推進するための施策に協力して取り組むこととし、必要に応じて相互に情報提供を行うなど情報の共有を図るものとする。

(守秘義務)

第6条 甲及び乙は、この業務を通じて知り得た個人情報について、第三者に対して開示し、又は漏えいしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、事前に所有者等の承諾を得た場合又は法令に基づき開示を求められた場合については、この限りではない。

(乙が行う業務に関する責任)

第7条 乙は、第3条の紹介等により乙が行う業務に関し、何らかの問題が生じた場合は、直ちにこれらの解決のために対応するものとし、甲は、このことについて一切の責任を負わないものとする。

(協定書の期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれかが別段の意思表示をしないときは、さらに1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

2 期間途中で協定を解除する場合は、解除日の1月前までに申し出を行うものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

令和 3 年 3 月 25 日

甲 千葉県富里市七栄652番地1

富里市

富里市長 五十嵐 博



乙 千葉県富里市七栄653番地2

公益社団法人富里市シルバーセンター

理事長 今 井

